

I はじめに

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
 条例第8条に基づく計画
 県の関係する計画との連携・整合性を図る
 - ・上位計画：千葉県総合計画
 - ・関係する計画：千葉県DV防止・被害者支援基本計画
 千葉県子どもを虐待から守る基本計画 等
- (3) 計画期間 令和4年度～令和8年度（5か年）
- (4) 施策の評価・公表（条例第22条）
 毎年度実施状況を公表
- (5) 計画の見直し（条例第24条）
 必要に応じて見直す

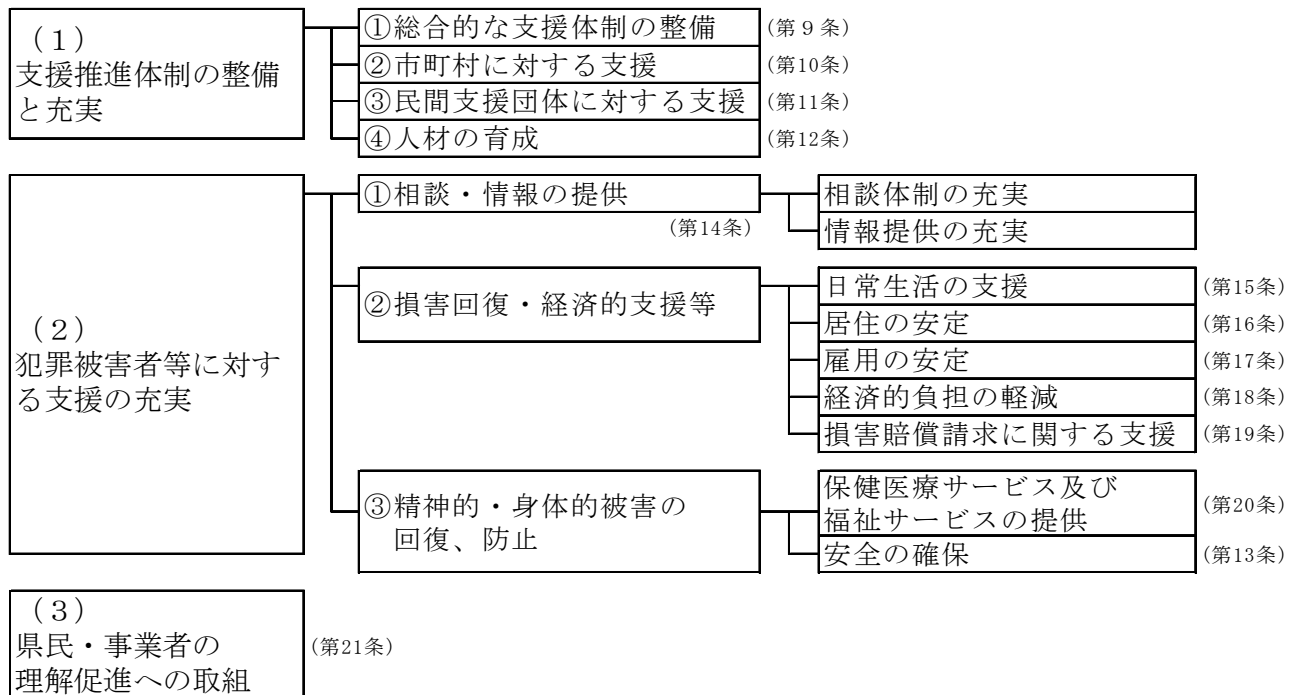
【参考】 計画で定めるもの（条例第8条）

- ①犯罪被害者等支援に関する基本方針
- ②犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- ③その他、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

II 県内における犯罪発生状況等

III 基本的な考え方

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
 別添（案）参照
- (2) 施策体系



IV 具体的な施策・取組<別添>

【別添（案）】

Ⅲ 基本的な考え方

（１）犯罪被害者等支援に関する基本方針

条例第３条が掲げる基本理念等に基づき、個々の施策の策定・実施に関し、次の４つの基本方針を定めるものとする。

- 1 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が行われること。
- 2 犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること。
- 3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた支援が、途切れることなく継続して行われること。
- 4 犯罪被害者等の置かれている状況等について県民や事業者等の理解を深めること。

上記の基本方針を踏まえつつ、県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携して、犯罪被害者等支援を総合的で計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、犯罪被害者等の生活再建等を図ることにより、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

【参考】千葉県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえ、相互扶助の精神に基づき、次の各号に掲げる事項についての共通の理解の下に、社会全体で一丸となって推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等支援は、全て犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること。
- 二 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること。
- 三 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切れることなく継続して行われること。

【詳細】Ⅳ 具体的な施策・取組

(1) 支援推進体制の整備と充実

①総合的な支援体制の整備（条例第9条）

<外部機関との連携>

- ・安全安心まちづくり推進協議会「犯罪被害者等支援に関する部会」（環境生活部）
- ・署支援連絡協議会（県警）
- ・犯罪被害者等支援コーディネーターを（公社）千葉犯罪被害者支援センター（以下、「CVS」という）内に配置（環境生活部）
- ・緊急支援体制の整備（県警）

<県内部の連携体制>

- ・犯罪被害者支援連絡員制度（環境生活部）
- ・犯罪被害者要員制度（県警）

<性犯罪等被害者に対する支援体制>

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制充実（環境生活部）
- ・警察における性犯罪等被害者に対する支援
- ・千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会・ケース会議（環境生活部）
- ・医療従事者連絡会（環境生活部）

②市町村に対する支援（条例第10条）

- ・会議・研修会の実施（環境生活部・県警）
- ・被害者支援に関する情報提供等の支援（環境生活部・県警）

③民間支援団体に対する支援（条例第11条）

- ・CVSに対する支援（環境生活部・県警）
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの補助（環境生活部）
- ・支援団体の実施する研修における講師派遣（県警）

④人材の育成（条例第12条）

- ・職員向け研修会の実施（環境生活部・県警）
- ・県民向け被害者支援員養成講座（環境生活部）
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター事業における支援員の受傷対策や研修経費の補助（環境生活部）

(2) 犯罪被害者等に対する支援の充実

①相談・情報の提供（条例第14条）

《相談体制の充実》

- ・総合的対応窓口（環境生活部）
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（環境生活部）
- ・交通事故相談所における相談（環境生活部）
- ・消費者相談（環境生活部）
- ・県警における相談窓口（県警）

- ・千葉県外国人相談窓口（総合企画部）
- ・男女共同参画センター相談事業（総合企画部）
- ・DV被害に関する相談（健康福祉部）
- ・児童虐待に関する相談、児童虐待の通告（健康福祉部）
- ・千葉県精神保健福祉センターにおける電話相談（健康福祉部）
- ・千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）における相談（環境生活部）
- ・千葉県労働相談センターにおける相談（商工労働部）
- ・千葉県精神科医療センターにおける相談（病院局）
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置（教育庁）
- ・子どもと親のサポートセンターにおける相談（教育庁）

《情報提供の充実》

- ・犯罪被害者等への情報提供（環境生活部）
- ・犯罪被害者連絡制度（県警）

②損害回復・経済的支援等

《日常生活の支援（条例第15条）》

- ・被害者支援要員制度（県警）
- ・公費負担制度の活用（ハウスクリーニング等）（県警）
- ・DV被害者の自立生活促進に向けた支援（健康福祉部）

《居住の安定（条例第16条）》

- ・DV被害者の自立生活促進に向けた支援（健康福祉部）
- ・県営住宅への入居に係る配慮（県土整備部）

《雇用の安定（条例第17条）》

- ・千葉県ジョブサポートセンターにおける就業支援（商工労働部）
- ・ジョブカフェ千葉における就業支援（商工労働部）
- ・ちば地域若者サポートステーションにおける就業支援（商工労働部）
- ・働き方改革に取り組む企業の登録制度（商工労働部）

《経済的負担の軽減（条例第18条）》

- ・性犯罪等被害者のための医療費支援・カウンセリング、弁護士相談の支援（環境生活部）
- ・交通遺児激励事業（環境生活部）
- ・犯罪被害者等給付金・海外犯罪被害弔慰金制度の運用（県警）
- ・公費負担制度による支援（県警）

《損害賠償請求に関する支援（条例第19条）》

- ・交通事故相談所における支援（環境生活部）
- ・県警における支援（県警）

③精神的・身体的被害の回復、防止

《保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第20条）》

- ・性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング費用の支援（環境生活部）
- ・交通事故相談所の運営（環境生活部）

- ・千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム（ACT）によるカウンセリング（県警）
- ・公費負担制度（カウンセリング）（県警）
- ・障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）による医療費助成

《安全の確保（条例第13条）》

- ・公費負担制度による一時避難措置（県警）
- ・再被害防止措置（県警）
- ・再被害防止措置（健康福祉部）
 - ※再犯防止計画に施策の実施に当たっては、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うことを明記する予定。
- ・犯罪被害者に関する情報の保護（県警）
- ・DV被害者に対する安全確保と一時保護体制の充実（健康福祉部）
- ・児童虐待への対応（健康福祉部）
- ・青少年ネット被害防止対策事業（環境生活部）

（3）県民・事業者の理解促進への取組（条例第21条）

《広報啓発》

- ・犯罪被害者週間における周知（環境生活部）
- ・安全安心まちづくり推進協議会を通じた周知（環境生活部）
- ・相談窓口等に関する広報・啓発の実施（環境生活部）
- ・署犯罪被害者支援連絡協議会における周知（県警）
- ・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」及び作文コンクールの開催（県警）
- ・人権問題研修会支援事業の実施（健康福祉部）
- ・DV防止・被害者支援対策（健康福祉部）
- ・子ども虐待防止地域力強化事業（健康福祉部）
- ・学校教育における周知（教育庁）